

# 近世の大分県下の境目出入（論争）について

高 原 三 郎

これは、既に発表した分知領・化粧料、一村数藩分属、換地等の研究と一連のもので、県下の近世期の小藩分立下の所領問題研究の一環である。幕藩体制下に発生した境目問題に注目してメモした事例の大要を一應まとめたものである。臼杵藩の古史捷の「他領御境御出入」や郷土史・誌類から主に資料を与えられた。

境論の事項別分類を後記のように六つとしたが、極めて便宜的であって、例えば株場出入は、国境・境論・山論・川境などに多少宛関係している。また煩雑を避けて、内容経過の多くは省略し、事件名、資料、発生年代、解決法、結論だけにとどめた。また省略のため原文を簡明に書直したものが多い。なお術語は原文のままを多く使用した。

最後に発生年代と事項毎の統計を示し、簡単な総括と私見を述べた。まだまだ多くの貴重な事例が埋没しているはずで、今後の発掘を期待する。また十分の省察を経ていないので、識者の御叱正を賜われば幸いである。

## 甲 境（出入）論争の基本資料

1、徳川実紀（秀忠）、元和七（一六二一）年二月二日の令の中より

「郷中の百姓・山水の訴論により、弓鉄を以て喧騒する時は、其郷中悉く誅伐すべし。」

戦国時代に続ぐ元和偃武直後の幕

府の武断的態度をよく示している。

2、徳川実紀（家光）、寛永十（一六三三）年八月十五日の法度「境論」の中より

「地塙の争論は、土人をめして、證據あるままで裁断すべし。」 言論・暴力でなく、慣例や證據を重視する武家法の特長がみられる。

3、徳川実紀（家綱）、寛文三（一六六三）年三月十一日の記事

「山城国豐原神童子村争論点検のため、摂津の代官及び両家士（氏名略）を遣わさる。」 幕府の慎重な実地検証の例である。

4、徳川実紀（綱吉）、寛文六（一六六六）年十一月十一日の勘定所から各国村里への下知状より

「水利並に山野の境界を争わば、訴へ出すべし。私に争論すべからず。」 私斗禁止である。

5、徳川実紀（綱吉）、延宝八（一六八〇）年八月三日の代官戒諭の中より

「百姓争論あらば、小事の内に内々に裁判すべし。依怙の沙汰して難儀に及ばしむべからず。」

6 徳川実紀（綱吉）、貞享四（一六八七）年七月六日の記事

「大番と代官の二人（氏名略）預けらる。これは上總国山野辺郡萱野村砂田村境界論争の検使に遣わされしに、検点のさまよからざりしをもて、かく罪せられしなり。」 幕府は境論の解決に厳正公平であった。

7、吉宗（八代）の公事方定書（御定書百ヶ條）中の境論資料〔寛保二（一七四二）年四月〕

「国郡境之論——一、国郡境ハ官庫之絵図或ハ水帳（検地帳）次第。一、官庫絵図ハ国郡境之山ヲ双方ヨリ載セ、双方共ニ外ニ證拠之ナキニオイテハ、論所ノ央ヲ境トナスベシ。

山野入会村境論——一、双方共證拠アレバ、大道筋ハ川之中央、又ハ岸通・谷合見通・水帳次第・古キ田畠等境タリ。

一、内山・居林等ヘハ地本（じもと）ノ外入会い禁ズ。

魚鳥海川境場——一、川ハ寄付（よりつき）次第、流ニソイ、中央境タリ。一、小獵ハ近浦ノ恒例ニ、冲獵御願ハ免ス。

一、入海ハ両頬ノ中央。陸限ノ村並ハ村境見通シ境トナスベシ。（其他は省略）

耶馬渓町史P五二七、天領山移村矢野庄屋文書文化十一年の写しに詳細な記事あり。

## 8、岡藩郷中式目〔明暦三（一六五八）〕より（中川史料集P三一二）」

「堺論・水論其の外の口論など、杖・棒を持ち催出し申す事堅く仕るまじく候。若し横道なる者にて打擲仕り候とも討ち返し仕らざるように申し来るべく候。意趣聞届け候て申付くべく候。殊更脇より謂わず。助言申かけ候わば、本人と同罪たるべき事。」 実力行使を強く戒めている。

### 9、御料（公領・天領・幕領）との境出入について

小津留村（下竹田・公領）と（府内領）下田向村の林場出入につき、小津留の森田家文書に「（庄内側は）何事も内輪に仕来候所、（小津留側が）御料所の御威光に誇り、漸々に法外の仕方浦増、心痛仕候。」とある。

また島原藩日記抄嘉永六（一八五三）年三月十二日の矢部村（中津領）と宇佐村（島原領）の境争の記事中に、「御料所境合之村柄、出入ケ間敷義無之様取計い……」とて長洲村庄屋に小倉袴地一反を賜っている。

事例二十四中の高松手代の「御料の面にもかかわる」の言葉が、御料側の心底に常にあった。

なお寛文六（一六六六）天領堅田郷柏江村の庄屋六郎兵衛は天領九ヶ村の惣庄屋を兼ねていたが、佐伯藩領の江頭村・鵜山村の「すだの木水路」の使用に文句をつけ、出入となり、幕府に直訴したが、喧嘩両成敗となつた。天領横暴というか、虎の威を借ることが多く、私領側は控目で、天領との出入は苦手であった。（大分の歴史五P二七七）

### 10、大藩肥後領民の行動

大南地区文化財同好会の「落穂」十七号の桑原常夫氏の「三郡分界碑」に次の記事がある。「大分郡は……境界が複雑で……境界紛争が多く…… 1、文久元年肥後領民が党をなして臼杵領家島に來り、木を伐り乱暴 2、慶應元年肥後領民が、臼杵領利光村に來て山林を切り乱暴。

また野中蘭翫の碑文に、戸次は隣村との境界訴訟が甚だ多い。父君が仲介して和解したので士分に取立てられ扶持を与えられた。」

### 11、折境松の処分例（古史捷 寛保元（一七四一））

白杵領久所村のうち野間百堂山と肥後領種具村の境の大松が七月二日の大風に吹折られた。種具村の者が折口より伐取つた為争論となり、両方の論外庄屋が仲介して内済とした。折れた分は折半し、双方とも境の小松を植えた。

### 12、論地場という小字名

耶馬溪町史P一〇四六に大字山移に論地場という地名が記されている。中世では原告を訴人、被告を論人といつたが、或は中世の土地論争の場であつたかと思われる。

### 13 中世末豊前国佐田庄古川名と豊後国山香郷川床村との村境国境論争

安心院町史・速見郡史・「永正・文永年間にわたり争いが行われ、大永四（一五二四）落着。上流の（山香町山山浦）川床村が（安心院町佐田の）古川村の井手切落しや越境牛馬放牧のことで、古川名領主佐田氏と川床領主小原氏との争となつた。山香郷地頭等の仲介で、資料提供のあつた古川名有利に解決した。」山香近代史上村の部に、「明治二十六年三月南端・津房・上の三村関係者が、上村双仏に集つて、川床・秋山・双仏の地での境争の地の・村界・郡界（同時に国境）を決定した。」四世紀に亘る長年月の堺争の例である。

### 乙 堀出入（論争）の事例（七十五例と参考一例）

#### 1、（国境1） 豊後国（立石領）平山村と豊前国（当時御料）金丸村との堀争い

県史料（十一）速見郡志手文書（三十九）の「豊前豊後国境定書」と「豊後立石史談」による。幕府に上訴し、寛文三（一六六三）年十二月十一日久世大和守以下七人連署の裁定が下つた。平山村の提出した岩薬師棟札が、きめ手となつて平山村有利に解决。岩薬師下からの湧水確保の水論でもあつた。

#### 2、（国境2） 豊後国日田郡鶴河内村のうち小鹿田村と筑前国上座郡宝珠山村のうち合楽村との境争

福岡県史資料第五輯P二一八。「前年より起り元禄四（一六九一）年十月解决。」 詳細不明。

### 3、(国境3) 豊後国大野郡宇目郷重岡村・小野市村と日向国臼杵郡河内名村・八戸村との国境争い

書加印の裁決が下され、絵図が示された。絵図は西の並川及び西部山地、中央の梓山越の豊後杉・日向杉の間、東部の宗太郎川の三つに分けてあつた。水ヶ谷の矢野好信氏は「国界の決定は、それぞれの村から朝出発して、出合つた所とすることになった。豊後は牛、日向は馬を使うので、早足の日向は油断して遅く、のろい牛の豊後側は早く出発したので得をした。」と伝えている。よくある伝説である。なお、太政類典第二編第十六巻に、「明治九年三月十四日駅遞寮からの指摘により、宮崎・大分両県が資料を持ちよって再検討し実地調査の結果、字赤松谷の国境標柱が日向側に九間四尺だけ寄り過ぎていてることが認められ、内務省が建替えを認めた。」とある。

### 4、(国境4) 豊後国日田郡前津江村と筑後国八女郡矢部村との領域争い

耶馬渓町史P四五三の日田塩谷代官の業績記事中に「文政二（一八一九）年日田郡の権現岳・釈迦岳の南、ハツ瀧という山地で領域争が発生し、幕府へ上訴し裁決」とある。詳細不明。

### 5、(境論1) 木内・今成（宇佐市横山・ともに御料）・畠詰の儀

四日市村年代記。「元和七（一六二一）年十一月兩村畠詰の儀につき、故障申立願書出る。四日市庄屋内々取調、目論見（もくろみ）書差上。奉行衆の捌（さばき）にて相済みとなれり。」

### 6、(境論2) 森領・日出領境論

県史料（十一）速見郡城内文書。「寛永三（一六二六）年霜月二三日（蓋しとあり）・・・・江戸に出張す。・・・・（辻間）権右衛門は九州九ヶ國の物言ひと申せば、御奉行中御笑ひの由」と自慢話を記す。詳細不明。

7、(境論3) 府内領（分知）直野内山村と岡領（阿蘇野）上重（あげじゅう）村との境論・水論  
府内藩文書丙二四・丙二六（県立図書館蔵）。「慶安二（一六四九）年からの長年月にわたる争論が天保十三（一八四二）

年にやっと内済。両藩の郡奉行、地方吟味役、岡田の広瀬久兵衛・関係大庄屋が仲に入った。主な出入の内容をあげると次のように多岐にわたる。慶安二年の内山側の越境開墾。延宝六年の井手争、天和三年の茹畠、寛延三年の境木・境石出入で直野村民二十一人処罰、宝曆六年の茹畠、明和九年の境論、安永四～五年の新田開、天明元年の越境草刈、文化十年の直野村の越境椎草仕入、文化十一年の毛草伐取、同十二年の古川の石垣築、天保三年の猪・鹿捕獲。」

8、（境論4） 岡領直入郡今市村の支村柳井水と細川侯預地（御料）石合村の境争

中川史料集P三六二。（細川侯が）「寛文（一六六六）年両村間の論地につき、堺杭（さかいいくい）を公領代官の下向引渡まで当分抜かせおくこと」を命じている。短期間公領預りの肥後藩としては、事件の解決をていよく見送つたもの。

9、（境論5） 岡領三佐海原村と御料三ツ川村との論地

中川史料集P三七一。「寛文十（一六七〇）年四月二六日論地相片付、双方證文取替す。」 詳細不明。

10、（境論6） 中津・小倉両藩小祝の地所を争う

広池千九郎の中津歴史上P二四。吉富町誌。伊能忠敬測量日誌文化十年正月廿一日。貪享三（一六八六）から慶應三（一八六七）の換地成立までの長い論地であつた。

11、（境論7） 府内領萩原村と御料新涯村との境論

大分市史P九四二。「元禄三（一六九〇）内済で落着し大事に至らず。」とあり。詳細不明。

12、（境論8） 府内領内成村と天領竹（岳）ノ脇村との境論

大分市史P九四二。「元禄三年内済で落着。高松代官の欲した円寿寺寛佐の書を送り、穩便解決を願つたという。」 詳細不明。

13、（境論9） 天領四日市村と時枝領との上の原境公事

四日市村年代記。「元禄十二（一六九九）年三月十三日返答書仕立て、庄屋・組頭・百姓時枝村に参候。」 詳細不明。

14、（境論10）宇佐郡小倉池野原領出入・時枝領末村・元重村・山下村・天領四日市村・今成村・木内村の境争四日市村年代記。宇佐郡史談八十八号。「四ヶ年前より争い。幕府に上訴し、元禄十六年三月十四日裁許。四方指と絵図を

当事者に渡した。今成村・末村は水論。東西は元の如く、南北の村境を新に究めた。」

15、（境論11）天領速見郡小浦村と小坂村の境出入

天領横灘地方村方史料（上）脇屋文書。「元禄十六年八月、小坂村字萱場に小浦村民が侵入し、伐木や水路妨害をしたと、高松役所に訴えた。境目に新開・くろいり（畔入）を今後作らないこととして、山野境絵図を交換。」

16、（境論12）下毛郡加来村・大悟法村と大貞村の境争

中津歴史上P一〇七。「享保二（一七一七）、敗訴の民八人下獄。加来村の人、金玉を以て吏に略い、其罪を償う。後小笠原氏改易後、幕府代官辻弥五右衛門が一三〇日間在任。賄賂をとり、乱行し、自殺した。」

17、（境論13）府内藩と天領赤松村の銭瓶峠事件

大分市史P九四二。「享保六年頃より村境紛争起り、宝暦十一（一七六一）年三月十四日暴力事件勃発。府内藩より、幕府に上訴。発砲等の赤松村の百姓八人三宅島遠島、府内藩主松手近形は逼塞を命ぜられた。」なお寛政一（一七八九）年二月現存の道標石が建てられた。

18、（境論14）森領辻間村と日出領南畠村の境論

県史料一一、城内文書。「享保十（二七二五）境論。」詳細不明。

19、（境論15）（宇佐市）天領乙女村と中津領尾永井村の論地

宇佐史談四六号P二七。「享保年間土地争い起る。小野友園が書類を作り、幕府の直裁を仰ぎに出府。結局この地の小字論地は両属の地として残した。」豊前善光寺駅東南の大演習記念碑付近である。

20、（境論16）臼杵領葛木村の境出入

古史捷。「寛保元（一七四一）年三月十四日—六月二九日、松林伐取で論争起る。公領高松庄屋・両領論外庄屋が寄合い申談して内済。境杭を打ち、その根もとに消し炭を埋めた。證文取替。」「宝暦八（一七五八）年十一月申分が生じ、双方立会し、證文等取替、内済。」「天明三（一七八三）年二月、臼杵領畠地の除溝（排水溝）を延岡領から埋めたため、出入となり、双方怪我人を出す。岡領葛木村が仲介して内済申談。」葛木村は一村三藩分属の村。

21、（境論17）臼杵領小池原村と延岡領山津村との境出入

古史捷。「延享四（一七四七）年、寛延四（一七五一）年、臼杵領乘越原等に、山津村の者が入り、草木伐取。高松庄屋・双方論外庄屋仲介で内済。論所分見絵図證文取替。」「安永（一七七四）年九月八日論争再発。双方立会・境塚直しを行う。」「文政六（一八二三）年三月五日例年恒例の境入会を立合い改めをした。」

22、（境論18）岡領小倉木村と臼杵領向野村の境論

古史捷。「宝暦六（一七五六）年双方で山野境の出会改めをした。」臼杵領向野村西原村と岡領原田村・倉浪村・代三五村・片島村・小倉木村等は草刈入会をしてきており、度々境出入があつた。

23、（境論19）宇佐郡中津領矢部村と島原領宇佐村との境争い

中津歴史（下）P九一。「宝暦十（一七六〇）年、論地争起る。百姓藩庁の裁判をきかず、幕府に訴え、大獄となる。」島原藩日記抄。「文政九（一八二六）年五月十二日—翌年二月。境論一件出精につき、長洲庄屋に扶持二人分下し置かる。時節柄とて辞退し、奇特として白銀一が与えられた。」基本資料9参照のこと。

24、（境論20）府内領牧村・萩原村・下郡村と臼杵領猪野村・小池原村との境出入

古史捷。「安永元（一七七二）年正月三日—翌二年正月、牧・萩原両村から五百余人が猪野原に参り、野焼・小松引抜。翌月高松庄屋が加勢夫を出し松植替。翌年二月府内側大挙してまた松伐。高松代官所手代は『御料の面目にもかかわる。』とて日田へ注進。」「天明八（一七八八）年三月、境論所は高松手代の取扱となり、乙津村弥四郎が下聞となる。」「寛政二

(一七九〇)年一月十六日野口一小池原間山境にて牧村と争い起り、高松庄屋仲介内済。」 「寛政八年十月猪野山御境申談。」

「享和元(一八〇一)年六月二九日下郡村と猪野原境申談。」 「猪野山につき高松庄屋来る。文化(一八〇四)年「この項

#### 臼杵史談の年表】

「文政六(一八二三)年四月、御境塚立会改延期の所、此節済む。」

25、(境論21) 白杵領一木村・岡村と肥後領種具村・志村との境出入

古史捷。「安永二(一七七三)年八月九日—翌三年二月四日互に越境あり、ともに鋤等を取置き預る。双方吟味の上、今後越境せざるよう申付く。」 「安永四年二月—四月、越境事件再発。岡村と迫村との境に立札一枚を建つ。」 「文政二(一八一九)年、永年の境出入が、両藩の関係寺院の懸合により内済片付。」 「文政九年九月十一日、一木村と志村との間で喧嘩し互に怪我人出る。内済。」 「弘化四(一八四九)年四月、岡村と迫村との境塚に申分起る。」

26、(境論22) 白杵領東神野のうち川原内村と佐伯領大坂本郷のうち八戸村(現津久見市)との境出入

古史捷。「寛政二(一七九〇)年十二月十三日出入。」 詳細不明。

27、(境論23) 白杵領田町村(三重町新田)と岡領代村(同奥畑)の境出入

古史捷。「文化十一(一八一四)年境出入申分あり。八月—十二月の間争い内済片付。」 詳細不明。

28、(境論24) 白杵領東神野村の奥尾崎山と佐伯領宇藤木村・尺間村との境論

古史捷。「文化十四(一八一七)年五月、境論所内済になる。」 詳細不明。

29、(境論25) 白杵領利光村と肥後領嶺村との境申分

古史捷。「文政五(一八二二)年三月十七日鶴崎役人の要望で、両村境見通よきよう茅草伐拂。」 「文政六年八月境申分あり。戸次市村役人の仲介で、内済證文取替。」 「文政十二年肥後領門前村嶺村のうちに、利光村の地所入交り坪々が不分明。坪押を戸次市村役人仲介で、双方立会い改めた。」 「嘉永三(一八五〇)年九月、長曾我部から河原際までの境筋申分発生。両藩の宮河内代官・鶴崎役人も交えて双方議定書取替し落着。」

30、（境論26） 肥後領木田村社人と臼杵領丹生一木村の境論合  
古史捷。「文政八年十二月境論合あり。小佐井村光国寺取次で内済を取扱い、斐明（あぶりあけ）引換とした。」斐明は双方痛み分け無勝負の意味と思われる。

31、（境論27） 肥後領大鶴村（高田の上徳丸村の支）と臼杵領大津留村との境論  
臼杵史年表。「天保四（一八三三）年二月、境論。」古史捷。「嘉永三（一八五〇）年五月「境松大風にて倒れ、代りの松を双方立会で植えこんだ。」乙津川分流点をはさん南北に向いあつた村である。

32、（境論28） 日田郡五馬の塚田村と出口村の境論

天ヶ瀬町史P三九。出口村日隈庄屋文書。「天保四年塚田村より出口村への、十ヶ年間切、壳渡證文の事。」「天保六年、

縫（もつれ）論、内済熟談極證文の事。」

33、（境論29） 白杵領猪野村と延岡領葛木村のうち高森との境争論

古史捷。「弘化二（一八四五）年三月猪野村勝原（ひいき）原と葛木村獄門原と互に称する所で、先年より争論あり。高松詰代官や両藩代官を悩ます。漸く談合整い・絵図面のようにおよそ半分宛わけ、六箇の境塚を設け、塚から互に一間宛あけることと、和解。」

34、（境論30）、御料眞萱村と臼杵領横尾村の境縫（もつれ）

古史捷。「嘉永三（一八五〇）年十月、境松のことと久しく縛れ、両村寺院が仲介して内済。規定書を取替し、倒れた境松の跡の前後に、境塚を一つ宛設け、毎年三月に双方立会い塚改めをすることにした。」

35、（山境1）、久住山の玖珠領・岡領の山境争い

豊岡古談。松岡実氏の「九重山の山伏（県地方史46号）」。「寛永九（一六三二）年玖珠郡田野村（石川主殿領）と岡藩との山境争。法華院弘藏坊の豪尊の活躍と有氏邑長の提出した鰐口銘で岡藩勝訴。豪尊には領内巡回の特典と硫童山が与えられ

た。」中川史料集P四五七。「寛永九年御料・肥後領・玖珠(石川)領・当領の四ヶ所の論所となり、あかず。公儀御裁許にて朽綱郷に決る。」「正保二(一六四五)年以前の論地、玖珠郡境と岡領三俣嶽関係の奉伺覚あり。」

36、(山境2)、(津久見)青江の奥山論争

臼杵史談十一号、二村渓友氏の論文。毛利家文書。「寛永十八(一六四一)年延享四(一七四七)年。青江はもと全部臼杵領だったが慶長六年一部が換地により佐伯領となる。從来の入会山の苅畠と炭焼につき、佐伯領奥河内村と臼杵領道尾組十六ヶ村とが、長年月にわたり、交通遮断等で対抗し山論が続いた。幕府に上訴し、老中等(大岡越前の名見ゆ)の裁決文と絵図により解決。」

37、(山境3)、久住山の肥後領、岡領の山境出入

中川史料集。九産大の「九重山」。「寛文七(一六六七)年四月、肥後藩久住郡代白江八衛門等六十餘人が、岡領九重山法華院白水寺を襲つた。肥後領久住山猪鹿狼寺との天台宗内の論争であり、両藩の対立であり、久住山、九重山の山名問題の起りであつた。幕府の裁許を仰いだが、肥後側が不利で、岡領と松平左近監領とに有利であつた。元禄二年中川久公は法華院に御礼の石鳥居を奉納した。」

38、(山境4)、(東国東郡)川原村と来村との山野境

杵築実録。国東半島史下P一七六。国東町史P三一七。「亨保元(一七一六)年横手手永が廃止され、小原・来浦の両手永に二分された。管轄手薄となり境となる。来浦大庄屋や代官の境定めに不満で川原村民百余名が杵築に直訴。藩は百姓四人を斬罪としたが、泉福寺方丈等の奔走により罪一を減じられて追放となつた。」

39、(山境5)、森領日出生村と御料野上村松木村との山論

玖珠郡史P三三一、野矢の日野文書。「通称平家山の所屬につき、日出生村より幕府に上訴。亨保十一(一七二六)年二月十九日大岡越前守等九人の裁決により解決。絵図面あり。」

40、（秣場1）、森領日出生村と御料（院内）温見村との秣場出入。

宇佐史談三四号。「正徳年間、院内住の山伏の指導で、境に芝を扇形に積んだ。」

41、（秣場2）、岡藩上自在組原尻村と冬原組上年野組と冬原村との草野出入

原尻村羽田野家文書四九（県立図書館）。「上年野村と原尻村とは、上年野村内の大城八原を草野入合としてきた。亨保三（一七一八）冬原村が入合境に異議をとなえ、両村の入合をさしとめた。藩役人、両組大庄屋以下が證文を調べ、現地を検證して、從来の線で確認しあつた。∴大正四年と昭和二年に、冬原村の三村入会草場を原尻村と上年野村が、それぞれ買収して冬原村は無関係となつた。」

42、（秣場3）、岡領阿蘇野組井手下村と天領萱野

北村清士氏の「百姓一揆」。「享保十三年井手下村の百姓二七軒一三六人が下田北村へ逃散。」詳細不明。

43、（秣場4）、真玉村付近の草場争論

真玉町誌P一一六。府内藩日記勢家村庄屋報告。「享保十七（一七三二）年七月、草場争論起り、島原領黒土村に立のく。

延岡藩より島原藩高田役所へ交渉。」

詳細不明、或は次項か。

44、（秣場5）、延岡領大岩屋村と有寺村との秣場出入

真玉町誌P一一六。内藤家文書、延亨五・萬覚書。「寛保三（一七四三）年大岩屋村秣場出入、愁訴あり。」「延亨五（寛延元・一七四八）有寺村と大岩屋村秣場出入。大岩屋村敗訴。両村兼帶庄屋小右衛門は大岩屋村小前を大挙して島原領黒土村に逃散させた。内藤藩は庄屋を獄門に、頭百姓二人を死罪と、厳罰にした。

45、（秣場6）、速見郡八坂村の日出、杵築両藩の秣場論

八坂村郷土史P一八四。速見郡史P二二三。杵築市史P四五九。「延亨四年日出側が秣場入会使用を差止め、争となり、杵築側が幕府に上訴。寛延二（一七四九）年正月廿六日裁決。秣場は從來通り共同使用となる。絵図面には、日出領一〇八軒、

杵築領一七七軒が図示された。なお山仲村は杵築側に協力した。また杵築城下では論争中日出領小武地区との出入交通を差止められた。」

46、（秣場7）、速見郡朝見村と別府村との秣場争論

朝見村別府村浜脇村田野口村秣場争論文書（別府市古文書資料集三）。「寛延三（一七五〇）年取替書により内済。朝見村の井手原百姓林一所を除き山野八ヶ所残らず入会とす。なお田植大休後の道作りまでは、一駄一荷限とし、一人數匹の追懸刈取はしない等と細目協定した。」

47、（秣場8）、天領速見郡浜脇村と府内領田ノ浦、七曹子、山口三ヶ村の郡境並に秣場出入

日田永山布政史料集中巻P七九十九、「古後敬太郎氏蔵「豊後浜脇田野浦境界訴訟記録写」。〔宝暦十二（一七六二）年七月一日付で秣場出入を江戸評定所に上訴し、境界確定を求めた。道路は中央で、山は分水嶺で線を引く等の指導を受けて、内済とし、互に文書を交換した。」

48、（秣場9）、領日田郡長尾野村と天領下毛郡中摩村との秣場出入

山国町郷土叢書三P一三四。「明和八（一七七一）年長尾野村が中摩村に貸してあつた秣場について出入が起る。両方の役人、郷有志、日田商人丸屋等が参画し、宇曾村円照寺で協議し内済となる。」之は同寺過去帳の行間記録。

49、（秣場10）、島原藩豊州御領（宇佐郡）中山村野場出入

島原藩日記抄。「安永十（一七八一）年六月六日先達而、御威光を以て相片付候に付、御礼として、中山村より、御肴一折差上候由」とあるが、相手方が記されてない。

50、（秣場11）、岡藩今山組中村と河宇田組野中村小野村草場入逢取極

羽田野家文書（県立図書館蔵）五十号。「寛政二（一七九〇）年十一月十一日近年從来の入逢を越えて中村の方に進出して出入となり、藩に訴えた。矢田組、中角組大庄屋が調査して、入逢の四至や草の伐方について、確認書を双方に渡して結着。」

## 51、（株場12）、朝見村と浜脇村田野口村の株場争論

46と同資料。「亨和三（一八〇三）年出入起る。弘化四（一八四七）年内済。出入をやめ、向う五年間浜脇村は年一両、田野口村は年三歩を朝見村に納めることにした。」

## 52、（株場13）、御料東畠村、府内領平良石村、延岡領山崎村水地村の株場境争論

府内藩文書丙21号（県立図書館蔵）。「文政四（一八二一）年一七年。（現在の奥別府から庄内町湯布院町にかけての）郡境町村境一帯は、良株場で境界争がたえなかつた。乙津の後藤弥四郎・武宮村正覚寺の仲介で、倉木山・雨乞岳（龍王山）、城ヶ岳を通る境界線が、公儀の厄介とならずに、差縫が解決。問題の地点には立会の上で、境塚を築き、四ヶ村互に越境せざるよう、第三者も交えて、大庄屋・庄屋・組頭・百姓代四人連印の一札を交換し、今後の交誼を誓つた。」

## 53、（株場14）、延岡領蓑草村と府内領平良石村の株場入会論

府内藩記録丙27・28号（県立図書館）。「文政七年平良石村が蓑草村の株場使用を差止め出入となる。前項協定成立後、平良石村は特定原野を限り、蓑草村と府内領武宮村に從前通り入会を認めた。」「嘉永元年一二（一八四九）年争論再発。公儀御用筋の事件となるのを防ぐため、延岡領中依大庄屋と府内領蛇口大庄屋の間での取遣状控は三十一通に上つてゐる。また第三者として解決に努力した上淵村住の医師板井玄養は、平良石村蓑草村山論取曜（あつかい）日記（嘉永三年九月四日一二三日）を残してゐる。（總括参照）」なおこの件については平良石出身の佐藤十三日氏の教示を受けた。

## 54、（株場15）、（府内藩分知、大分郡）下田向村と公領（直入郡下竹田）小津留村との株場境争論

府内藩記録丙18号（県立図書館）。「文化年間—文政五（一八二二）年九月。竹ノ本峠の株場境について、下田向村は峠頂上の菖蒲の元、小津留村は峠を庄内側に下つた竹の本を主張して折合はず。その中間を論所として入会にし、竹木を切る時は斧切を禁じ鉈切までとした。その頃は両村は正月には小（酒）樽を持って寄合い交歓していた。：近年小津留村から、此所に炭釜等をこしらえ、また下田向村民が入所すると鎌や鉈を取上げたので問題となつた。他に草場のない下田向村は、死活の問

題なので、藩を通して日田奉行所に解決方を願出た。日田豆田町組頭の広瀬久兵衛や日田郡鶴河内村庄屋等が仲介して、訴の願い下げをさせた。由原宮の長治年間の阿南庄四方指や元禄国絵図を参照し、両者を日田に呼出しての事情聴取や、現地調査も十分に行つた上で、境塚五を築いて解決した。なお府内藩家老は、日田奉行所の四人の元メ（締）に金子二百匹宛、係役人から別に二百匹を一人に、広瀬にも二百匹を届けた。（此記録の中で、文政四年に竹田領と御料（下竹田）塩手村との境争が記されているが立項しなかつた。）」なお此の件について論所近くの山鶴の工藤律氏の教示を受けた。

55、（秣場16）、（中津領）下毛郡福土村と三尾母村・平田村の秣場入会取障り

耶馬渓町史、三尾母房藏家文書。「嘉永六（一八五三）年六月福土村内の、両村の入会の肥草伐場に取障りが生じ、十二月藩の吟味役、山奉行、金谷大庄屋、曾木村庄屋等が苅畠場や取替證文を調査して、入会地を決定した。」

56、（秣場17）、天領下毛郡藤野木村のうち藤野木組と重尾組との秣場争論

山国町郷土誌叢書（二）。「安政三（一八五六）年、重尾組の草生えが悪く、藤野木組の秣場の草を盗み切りして問題となる。村役人達の奔走で証文一札を入れて内済とした。」

57、（川境1）、日田郡（大山）鎌手村と出口村の斎場公事

天ヶ瀬町史P40（森春樹の亀山抄坤の巻）。「天文・矢正頃より論争引続き解決せず、元禄中公事となる。幕府の裁許は、出口村に有利で、鎌手村民十七人斬罪。」なお中津市史P五七七・中津藩史P38によると、これは承應元（一六五二）年で、中津藩主小笠原長次は其煩累をきらって、日田の預地を返還したとある。藤野保氏によると、日田六万石を中津藩が預つたのは、寛永十一六年とされ、年代の記録が異っている。

58、（川境2）、大野郡岡領岩戸村（現清川村）と臼杵領（久田村山方）との岩戸川飛石論

中川史料集P四六五。「元禄十三（一七〇〇）年九月十九日、堺岩戸川飛石、百姓共毎度争論これあるにつき、向後は飛石なしに申付くべき旨、臼杵老職へ御当家老職より書状にて申し替し相済む。」とあり、註として「その後、又々飛石出来。」

とある。

59、（川境3）、大分郡府内領國分村と臼杵領田原との川境争論  
古史捷。大分市史P九四二。「亨保十二（一七二七）年四一八月、田原村高麗淵に、賀来側の国分村から、しがら掛けをして、田原村が其を取崩して争論となる。河川の中の論所を双方で認め合い、論所内の新田は永荒とし、石一つも動かさない事等を定め、絵図を交換して内済。」

60、（川境4）、肥後領木田村と臼杵領市ノ尾村との（丹生川支流）屋田川の川境争論  
古史捷。「延亨三（一七四六）年、享和元（一八〇一）年と度々争論あり。嘉永元（一八四八）年三月廿六日より、木田村は人夫三千人以上を大挙動員して、旗さし物を立て、鳴物入りで川普請を強行した。嘉永二年九月藩役人や大庄屋が仲に入り、議定書を取替して落着した。然し其後も地損所地摸様引直しのための紛争が、嘉永六年九月まで続いた。」薩摩藩の木曾川堤工事と同様で、対岸の堤坊嵩上げは、相手方には洪水時の被害を与えるので常に問題となる。

61、（川境5）、肥後領高田側と臼杵領森村・横尾村との川境問題。

古史捷。「寛保元（一七四一）年、宝曆六（一七五六）年、天明八（一七八八）年、寛政二（一七九〇）年、同六年、同八年、同十年、文化元（一八〇四）年、同六年、同十年、文政二（一八一九）年、弘化二（一八四五）年、同三年、同四年と瀬發している。内容は、境松伐り、水請廻、新田作り、川普請、境杭打、砂取り、石垣普請、水中粹仕出、堤藪伐拂い、川原欠地所申談、寄洲植樹、船通堀明け、境杭を石に建て替等多種である。」輪中水害常襲地帯では対岸が互に利害相反するため、些少の普請等でも互に知らせあうように約束してあるが、なかなか実行されず問題が多い。

62、（川境6）、臼杵領久原村（三重町新田）と岡領伏野村（清川村白山）との境川飛石の儀

古史捷。「宝曆二（一七五三）年三月三日、同六年十一月四日。伏野村から久原村へ渡河し草密切・小松切倒しがあり、喧嘩となる。前者では久原村から渡河飛石をはずし、後者では札請にして取締ることになった。何れも伏野側からあやまり證文

を出して内済」

63、（川境）肥後領門前村・嶺村と臼杵領利光村・戸次市村との川原境目問題

古史捷。「宝暦八年九月、大野川の洪水時の溢流川原境目は前より境出入があつたが、臼杵領は正保二年以前は川床庄屋所管でその一件書類を保管していたが、この時戸次市村庄屋に渡された。」 境出入担当者の交代である。

64、（川境8）臼杵領利光村と肥後領竹中村との大野川筋の普請問題

古史捷。「寛政四（一七九二）年六月廿日。利光組が小屋之瀬へ、水羽根三所仕出、杭木打、川筋松植込したのに、対岸の竹中庄村屋より異議申立てらる。」 61、62項と同性質の川境問題である。

65、（川境9）由布院の公領荒木村と延岡領南・北乙丸村との水堀論争

溝口庄屋文書（岩男家成）。「大水の後に水路が変更して永荒地多し。その復興について境を争つた。」 宝暦・安永の頃（十八世記前半）のものと考えられる。

66、（川境10）臼杵領毛井村と御料松岡村との境川原出入

古史捷。「享和二（一八〇三）年閏一月廿七日。文化三（一八〇六）年九月十一日。同八年一十三年八月。文政五（一八二二）年。同七年。両村境川原の再三の申分の場所に松岡村が松を植えた。文化八年七月に臼杵領宮河内の者が境松取除を強行。松岡村が幕府の内裁絵図の通り、双方立会い境定を行つた。終りの二件は、境川川原松と水はね普請の双方立会改めの記事。」 なお現状から想像しにくいが、臼杵領毛井・大津留両村が宮河内・広内両村とともに海部郡に属していた事から、大野川の流路変遷を考えざるを得ない。

67、（川境11）岩戸一犬飼間の通船希望を岡藩から臼杵藩へ申出

古史捷。「弘化四（一八四七）年八月十六日。これは岡藩年來の悲願であったが、臼杵側は向野村の所で大野川が丸川

（両岸とも領有）のため、言を左右にして承知せず。天保三年に向野村と岡領原田村境下から川下は許したが、岡側は重ねて

向野一岩戸間の通船許可を強く求めたが、臼杵側はこの度も丁重に断つた。」

68、(川境12) 臼杵領宮河内村と肥後領龜甲村上徳丸村の川境筋地開の事

古史捷。「嘉永二（一八四九）年十二月。肥後領側で新しい耕地を開く為、堤を築き、柳等を植えるのに、対岸の宮河内村の承諾を求めた。天保の頃に取替した議定書を再確認して落着。」

69、(川境13) 大野郡臼杵領川辺村御境川論所一件

県立図書館大野直入古文書調査の伊東 東氏藏書の標題で、内容は土地争論としてある。詳細不明。

70、(海境1) 大分郡公領向原村と府内領萩原村との原浦浜の利用権争い

庄屋岡家文書「原村浦役仕来（しきたり）候覚書」（大分の歴史六P八三）。「寛文五（一六六五）年二月。原浦浜の松葉拾いから、萩原村が故障を申し入れた。向原村側は奉行所に、東の口（乙津川口）・西の口（大分川裏川口）の間の一里半の浦役をこれまで専ら勤めて来たと反論して、十月に勝訴。」浦役とは、海灘救助や巡見使浦まわり使役等のことで、反面流れついた物品の拾得、魚貝取り、鯨漂着等の役得が認められていた。

71、(海境2) 別府、浜脇、田野口三ヶ村境目争論

別府市古文書史料集（二）。「享保十三（一七二八）年—文化七（一八一〇）年。朝見川口と別府村松原海岸の松林砂浜のうち朝見神社御旅所との間で、浜脇村・田野口村が別府村に対しても共同使用権を争ったもの。七島蘭干し場や生姜活（いかし場）として利用のため、両村は執念をもって別府村と度々争って権利を確保した。南並約八十間ほど。」

72、(海境3) ムク（無垢）島漁業権争い

古史捷。「宝曆十三（一七六三）年九月三日。臼杵風成村の漁民が、ムク島に行つて網を立てたところ、佐伯領の者が、此処は佐伯領とて網を押取つた。風成の者は、佐伯領とは承わらず、三ヶ所（臼杵、佐伯、肥後）出合の所と申し、論争。網は取戻して、風成から大泊庄屋へ、その後も相変らず行き難いと訴えた。」ムク島は保戸島とともに佐伯領であったから、島その

ものより漁場の問題であった。

#### 73、(海境4) (南海部) 波当津浦と日向国側との漁場争

蒲江町史P58、日向国(北浦町)古江大庄屋文書。「文政七(一八二四)年十二月十八日。波当津村の觸網を宇戸崎(現県境)南のハゼが浦で操業中に、市振村漁民に襲撃されて問題となり、談判したが埒あかず。自然に入会漁場化いざこざ絶えず。最終的には明治十八年九月内務卿裁定で、宇戸崎をもつて大分、宮崎の県境とした。その後も漁場紛争が続き、大正六年二月には、ハゼが浦で宇戸崎海戦と呼ばれる乱斗事件があつた。」

#### 74、(海境5) 中津領今津港漁民と小倉領宇島港漁民との乱斗事件

中津歴史下P一五〇。「安政二(一八五五)年五月。今津側が小倉領海上に出漁し、宇島側から襲撃され乱斗となり、即死一重傷四等を出した。幕府の裁断を乞い、宇島漁民罪に陥るという。漁場は入会とされた。」

#### 75、(海境6) (南海部) 米水津村と上入津村との海境争

米水津村の郷土ものがたりP1。「境界問題は、漁業とからみ、長年月争いが続いた。米水津側は南の尾浦までの入手を願った。文化七(一八一〇)年伊能忠敬の測量後現在の境界に落着。米水津側はギンの鼻まで後退せられ、沖の黒島も半分入津領となつた。俚謡に『尾浦とろうとてギシまでとられ、鼻ギシギシよ』と云う。」

#### 参考追記

(玖珠郡九重町)湯坪村と肥後国小国町との「火焼輪地」という論争地

石黒忠篤氏の郷土研究の一、「字名ワチ(輪地)は、乾草積置場への野火の延焼を防ぐため、春の彼岸前後にその周囲を焼き切る旧慣「ワチ切り」に因るものである。

#### 丙 境出入(争論)の総括

以上の十三件の資料と七十五件の事例とから、次のようにまとめてみた。

境論争の発生年代（第一表）

事 項	16C	17C	18C	計	総 計
1 国 境	2	1	1	4	4
2 境 論	10	11	8	29	30
3 山 論	3	2		5	5
4 穂 場		11	6	17	17
5 川 境	1	8	3	12	13
6 海 境	1	2	3	6	6
計	17	35	21	73	75

の外に、幕藩体制の弱体化や農村疲弊や内外情勢の急迫等で、境出入どころでなくなった事にもよるのであろう。

境出入論争は初期から中期に増し後期に減じていて。その意味で穂場出入が象徴的である。穂場の各期の 0、11、6 も全体の 17、35、21 も全様である。即ち日本の耕地は近世中期の十八世紀に約二倍に拡大した。新田畠開発につれ、牛馬飼料用や効敷用の穂採草地が大巾に不足となり、その獲得の必要性が穂場論争を多発させたというのが定説で大分県でもそれが肯定される。後期になると干鰯（ほしか・魚肥）や荏粕（まめがす等）が金肥として使用され始め、その普及により穂に代替するようになった。人造肥料が出まわった戦前でも、早朝の穂切は精農の習慣であった。穂場が農作に縁が薄くなるのは戦後であるから、現状をもつて近世の之等の問題を考えることは妥当でない。また、海境のうち漁場紛争が十九世紀に限られることも、漁具や漁船の改良で操業区域の拡大による。なお後期の数の少いことは年数の短いこと

境論争の解決方法（第二表）

事 項	幕 府	藩 等	民 間	小 計	総 計
1 国 境	3			3	4
2 境 論	5	7	16	28	30
3 山 境	4	1		5	5
4 木 場	2	6	7	15	17
5 川 境	2	3	7	12	13
6 海 境	2	1	2	5	6
計	18	8	32	68	75

武家（幕府・藩）と農民との絶対的な差別のあつた体制下で、最好ましい無難な解決法は、出入（論争）の当事者同志の示談であり、また其が最大の数でもあつた。然し、記録に残る程の出入は、激しい利害関係や、御料や藩の面目にかけての事で、幕府に上訴したり、藩や代官所に訴えてその力による解決を求めるものが半数に近かつた。また民間といつても、所属大庄屋・論外村の村役の者・寺院・医師・町人の有力者等が仲介人・取扱（曖）者として解決する例が多かつた。この場合、藩側に形式的に届け形式的に仲介したものは民間の数にいた。民間で解決の好例は蓑草村と平良石村との百五十年間にわたる木場出入である。些細な点まで豊富な資料が残り、研究調査に好都合であった。殊に医師板井玄養の心構えの言葉「理非は貴い受け、書類は預り、境は双方の心得通り、交通は争論前に立戻る。」は貴重である。

何れにして支配階級側にとって厄介な境目出入が、民間側で解決されることは大に好ましいことであり、その衝に当つた者を賞し優遇する例が注目される。資料10の戸次の野中氏や19項の長洲庄屋等が好例である。

藩等の項は、藩や天領代官所や飛地領役所が主体となつて解決したものであつた。

幕府裁決の例が多いのは国境・山境紛争である。幕府が上訴を受けて裁決を下す場合は、基本資料に示された慎重で公平な審査調査が各事項毎に見られる。速断を避け、十分な事情聴取と調査と合議とが行われて裁決文書と絵図が与えられた。老中や勘定、町、寺社の三奉行をはじめ、重だった者の連署加印があり、極めて権威高いもので反論が許されなかつた。17項の錢

瓶崎事件のように、暴行天領民の遠島・府内藩主の逼塞等公平であり、天領ひいきは見られず、幕府裁決に関する限りは、伝えられる天領横暴は感じられない。

なお、其後の出入を未然に防ぐために、双方立会の上で、境杭、境石、境塙を設け、毎年定期に立会い境改を行った例が大部分に多い。ほほえましいのは、資料11の唯一本の折れ境松の折半取得や、20項の境杭の根もとに消炭を埋める等の庶民の智恵である。また水害常襲地帯での、対岸同志の利害相反に基く対立で、些細な事まで互に監視して見逃さず、新たな工事に相互承認を必要とする慣例が自然に発生している。今日では国営河川改修工事の普及で安全性が向上し、往時の紛争は過去の物語となつた所が多い。

### 3 結語

大分県下の二豊の地は、いわゆる小藩分立の上に、御料、神社領、飛地領、分知領等が複雑に入組み、そのために境界線が複雑長大であった。従つて上述のように境出入・論争が多くったと思われる。また公領と藩領、大藩と小藩との住民対抗関係も境出入の遠因である場合も感じさせられた。他県の資料と比較してないが、以上が調査をまとめての感想である。

明治以降に入会林場の研究が既に多く発表されたが、戦後益々入会使用や共同所有が減少し、個人所有や会社法人有に移行した。また漁区についても漁協毎に既得権として確定した。従つて実測不能か実施未収地帯の深山幽谷を除いて、往時のように村毎の境争いは殆んどなくなつた。その代りであろうか、私有財産や鉱業権等の争いは跡を絶たず益々多発して猫額大の地の利を争っている。国家にしても同様で、二百海里領海問題や海底の炭田油田等に関心が寄せられ、南極大陸、日本の北方領土問題や海水中の資源問題がマスコミを賑わしている。英彦山東南方の福岡大分県境が一時期未確定の部分を地図にのせてあつたが、解決したようである。

最後に筆者の願として今日の県下の古文書解説の普及状況から、近き将来何人かによつて、この問題が再検討される事を期待するものである。

県地方史八九号の拙稿「一村數藩分属事例」に次の五件を補充したい。

26 日田郡友田村（日田市光岡）

元禄簿に御料・岳林寺領と二つ記さる。八九七石〇六五とあるが、寺領三十石である。

27 日田郡秋原村（日田市花月）

元禄簿に「秋原村九七石余、外に三九石九四一（久留島信濃寺領市瀬村に越す）とあり、臼杵藩藏の「元禄十四年豊後国郷帳」には「秋原村一四六石四五二四御料・久留島帶刀知行」とある。数字が若干異なるが、両属は確か。

28 宇佐郡今井村（宇佐市四日市）

豊前国石高帳に「今井村三五六石九二・小笠原信濃守領」とある外は、十時氏図には中津領、その他は御料とでている。旧高旧帳の「東今井村一旧幕領一〇二石〇二三（日田県）、西今井村一中津藩提封三一七石六五三七（中津県）」によって、兩属を確認できる。

29 宇佐郡新原村（安心院町安心院）

豊前国石高帳に「新原村一〇八石九九五五、御料・松平主殿頭（島原）知行」とある。旧高旧帳には、「島原藩一一七石三八四五、中津藩三石四〇一」と明示されている。

30 大分郡（大分市滝尾）曲村

正保郷帳に「曲村（本曲）松平一伯領一一三三石六七八と芳川原分五六石〇二一（合一八九石六九九）。曲村（今曲）松平左近将監（高松）領一二三六石四五二と芳川原分五六石三九一（合二九二石八〇三）」とある。前者は一伯死亡後幕領となり後者は明暦四（一六五八）年幕領となつた。两者ともに正徳二（一七一二）年以降延岡領となつた。

（大分市舞鶴町一一七一一五）